

【解説】 建築計画概要書第二面 【18.】 について

令和2年4月1日に様式の改正がありました下記の項目につきまして、今回解説をさせていただきます。

⇒ 建築計画概要書第二面 【18.建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】



建築基準法第12条第3項の規定による検査に該当するかどうか

敷地内の建築物で定期報告の対象

となる建物（用途）があるか確認

- 1) 施行令第16条で定める
重要な建築物（下表）
- 2) 特定行政庁が
指定する建築物



防火設備が定期報告の対象となっているか確認

- 1) 施行令第16条で定める
- 2) 病院、有床診療所又は
重要な建築物の防火設備 就寝用福祉施設※の防火設備
※該当する用途部分の床面積の合計 $\geq 200\text{m}^2$

ポイント①

特定行政庁のHPで
定期報告の対象を
必ず確認すること

ポイント②

常時閉鎖式の防火設備や防火ダンパー、
外壁開口の防火設備は定期報告対象外。

○令第16条で定める重要な建築物

対象用途	対象用途の位置・規模
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場※ ※用途は、3)を除きます。	1) 3階以上の階にあるもの 2) 客席の対象用途の床面積の合計 $\geq 200\text{m}^2$ 3) 主階が1階にないもの 4) 地階にあるもの
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、 旅館、高齢者等の就寝の用に供する共同住宅、寄宿舎、 老人ホーム等福祉施設	1) 3階以上の階にあるもの 2) 2階の対象用途の床面積の合計 $\geq 300\text{m}^2$ 3) 地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツの練習場 等※ ※学校に付属するものを除きます。	1) 3階以上の階にあるもの 2) 対象用途の床面積の合計 $\geq 2,000\text{m}^2$
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料 理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	1) 3階以上の階にあるもの 2) 2階の対象用途の床面積の合計 $\geq 500\text{m}^2$ 3) 対象用途の床面積の合計 $\geq 2,000\text{m}^2$ 4) 地階にあるもの

【お知らせ】申請書の様式の変更について【確認検査】

令和2年9月7日に施行された法改正に伴い、HPに掲載しております申請書の様式等が変更になっています。ご利用の際は、HPより最新版ファイルをダウンロードのうえ、ご使用くださいますようお願いいたします。

アクセスはこちらより

申請書が変更になった様式は、 のとおりです。

GBRC > 確認検査・住宅性能評価等 > 建築確認検査 > 建築確認検査の申請書等について



https://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/confirm_inspection/ci_app_form/



建築確認検査の申請書等について

各種申請書様式

1	確認申請書(建築物)	Word	PDF
2	確認申請書(昇降機)	Word	PDF
3	確認申請書(昇降機以外の建築設備)	Word	PDF
4	確認申請書(工作物)	Word	PDF
5	計画変更確認申請書(建築物)	Word	PDF
6	計画変更確認申請書(昇降機)	Word	PDF
7	計画変更確認申請書(昇降機以外の建築設備)	Word	PDF
8	計画変更確認申請書(工作物)	Word	PDF
9	中間検査申請書	Word	PDF
10	完了検査申請書	Word	PDF

No	変更となった様式名	変更点の詳細※：赤字箇所 (※変更内容の一部を抜粋)
1	確認申請書 (建築物)	(注意) 4.第三面関係 ⑥… <u>居住環境向上用途誘導地区若しくは…</u> ※文言を追加
5	計画変更確認申請書 (建築物)	
9	中間検査申請書	(第三面) 【8.特定工程】 【 <input type="checkbox"/> .特定工程工事終了 <u>(予定)</u> 年月日】 ※文言を追加
10	完了検査申請書	(第三面) 【7.工事完了 <u>(予定)</u> 年月日】 ※文言を追加

【編集後記】 澄み切った秋空が清々しい季節になって、できることなら思いっきりスポーツの秋や食欲の秋、旅行など楽しみたいところですが、コロナ禍ではそうもいきませんね。さて、今回のメルマガでは、令和2年4月1日に改正された概要書の項目のポイント解説や申請書に関する様式の変更のお知らせをさせていただきました。ご確認頂ければ幸いです。また、9年ぶりに改訂となった大阪府Q&Aの改訂や構造関係技術基準解説書の発刊予定が控えております。どちらも確認審査業務では必須になります。GBRCでも早々に入手予定です。日ごとに秋涼の加わる頃、なにとぞご自愛くださいませ。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター

建築確認検査課 担当：城ヶ原・中川・中尾
業務管理課 担当：束村

TEL：06(6966)7565 FAX：06(6966)7680

E-mail：kakunin@gbrc.or.jp